

▽確定申告書はお早めに提出を
広報とよころ

議会だより

役場だより

問合せ先

役場住民課住民税係 ☎ 574・2213

所得税および復興特別所得税の確定申告

所得税および復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税等の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。

令和3年分の確定申告書の受付は、令和4年2月16日(水)から同年3月15日(火)までです。ただし、還付申告書は、令和4年2月15日(火)以前でも提出できます。

なお、確定申告相談会場には例年多数の方が訪れており、感染症対策の一環と会場内の混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要ですので、国税庁ホームページで詳細をご確認ください。

(※十勝池田税務署では、当日配布および事前に国税庁LINE公式アカウントから入手することができます。)

また、税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、税務署での相談および申告書の受付を行っていませんが、一部の税務署では2月20日(日)と2月27日(日)に限り、確定申告の相談および申告書の受付を行います。

感染リスク軽減のためパソコンやスマートフォンでの申告のお願い!

感染リスクを軽減するため、ご自宅からパソコンやスマートフォンで申告書の作成をお願いします。作成した申告書は①マイナンバーカードと、②マイナンバーカード読取対応のスマートフォンまたはICカードリーダーを用意すれば「e-Tax」を利用して提出できます。なお、事前に税務署で手続きしていただければ、①、②をお持ちでない方もe-Taxをご利用できます。詳しくは国税庁ホームページ「確定申告特集」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>)をご確認ください。

国税の納付はキャッシュレス納付が便利です!

所得税および復興特別所得税の納期限は、令和4年3月15日(火)です。以下のいずれかの方法で納付してください。詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告特集」の「税金の納付や還付手続きについて」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/tetsuduki.htm>)をご確認ください。

振替納税	振替日(令和4年4月21日(木))に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。事前に預貯金残高をご確認ください。 ※令和3年1月から「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」がe-Taxにより提出できるようになりました。金融機関届出印や電子証明書は不要です。振替納税をお申込みの場合は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を令和4年3月15日(火)までに提出してください。 ※転居等により所轄税務署が変わった場合は、新たに振替納税の手続き、または異動後も継続して振替納税を行う旨を記載した「納税地の異動または変更に関する届出」の提出が必要となります。
電子納税	スマートフォンやご自宅等のパソコンなどから、インターネットバンキング等で納付できます。
クレジットカード納付	スマートフォンやご自宅等のパソコンなどで、専用のWeb画面から納付できます。
QRコードによるコンビニエンスストア納付	ご自宅などで、国税庁ホームページで提供する作成システム等から納付に必要な情報をQRコードとして作成(印刷)し、コンビニエンスストアで納付できます。 ※納付できる金額は30万円以下となります。 ※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
窓口納付	現金に納付書を添えて、納期限までに金融機関(歳入代理店)または所轄税務署で納付できます。

還付される税金がある場合の受取方法

還付金の受取に振込みを希望する場合は、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名、預金の種類および口座番号(ゆうちょ銀行の貯金口座の場合は、記号番号のみ)を、正確に記載してください。なお、振込先の預貯金口座は、申告者ご本人名義のもの(氏名のみ)の口座をご利用ください。

公的年金等を受給されている方へ

以下の全てに該当する場合、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

- 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下
 - 公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる
 - 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下
- ・所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。
・公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは役場住民課までお問合せください。

確定申告を

受け付けます

令和3年分所得税・復興特別所得税の確定申告および令和4年度町道民税の申告を受け付けますので、次の事項に該当する方は、必ず申告してください。
なお、申告受付会場は非常に込み合い、長時間お待ちさせる場合があります。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申告会場にお越しの際は、マスクの着用や検温、手指の消毒などにご協力をお願いします。また滞在時間短縮のため、医療費控除の明細書や収支計算書などは、事前に作成したうえでお越しください。

問合せ先

役場住民課住民税係
☎ 574・2213

■申告しなければならぬ方

- 令和4年1月1日現在、豊頃町に住所を有し、次に該当する方
- 令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に、何らかの所得があったすべての方
- 給与所得者で年末調整をされていない方、また、年末調整をされている方も他の事業所等から給与を受けている方
- 今後、児童手当・保育所入所・扶養認定などのために、所得証明書が必要となる方
- 所得税、町道民税の控除額が違うなどの理由のため、所得税の確定申告は必要ないが、町道民税の申告が必要な方
- 国民健康保険に加入していて所得税、町道民税の申告をしていない方

■申告のときに必要なもの

- 印鑑(振替納税を希望される方は、銀行に届けている印鑑)
- 給与・賃金・年金などを受けている方は、源泉徴収票または支払者の証明書
- 事業を行っている方は、収支、経費の分かる明細書
- 生命保険料、地震保険料、国民年金等の領収書や証明書(控除を受ける際には、証明書が必要です。)

◇申告受付日程

会場	月日	時間
池田税務署 ※入場整理券が必要	2月16日(水)	9:00~16:00
	3月15日(火)	8:30~12:00 13:00~17:00
役場住民課 (1階会議室)	※ただし土・祝日は除く	
大津コミセン	2月22日(火)	10:00~16:00

※池田税務署では郵送での受付も行っています。

NHK放送受信料の免除申請について

身体障害者手帳等をお持ちで、次の免除基準に該当する方はNHK放送受信料の減免が受けられます。

持ち物▽印鑑・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

身体障害者	知的障害者	精神障害者
<p>身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が町民税非課税の場合</p>	<p>所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所等により知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が町民税非課税の場合</p>	<p>精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が町民税非課税の場合</p>
<p>視覚・聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主である場合</p> <p>○身体障害者手帳(1、2級)をお持ちの方が世帯主である場合</p>	<p>所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所等により重度の知的障害者と判定された方が世帯主である場合</p>	<p>精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの方が世帯主である場合</p>

問合せ先

役場福祉課福祉係
☎ 574・2214
※大津支所でも申請できます

※「十勝池田税務署」(池田町宇旭町1丁目8番地8)では、混雑を回避するため、会場への入場には「入場整理券」(会場で当日配付、国税庁LINE公式アカウントで事前発行)が必要です。
配付状況に応じて、後日会場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

▽確定申告を受け付けます
広報とよころ

議会だより

役場だより